

食品安全委員会（第１０３５回会合）議事概要

日 時：令和８年８月２５日（火） １４：００～１５：３２

場 所：食品安全委員会第一会議室

出席者：祖父江委員長ほか６名出席

傍聴者：一般２７名

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 １品目

メロキシカムを有効成分とする豚の注射剤（豚用メタカム２％注射液）

→農林水産省から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

・農薬 ７品目

１,３-ジクロロプロペン

カフェンストロール

カルベンダジム

チオファネート

チオファネートメチル及びベノミル

プロピコナゾール

ホセチル

→農林水産省及び消費者庁から説明。

農薬「１,３-ジクロロプロペン」については令和６年３月７日付けで、厚生労働大臣宛てに農薬の再評価として食品健康影響評価結果を通知しており、今回、再評価において設定された許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）に基づくばく露評価結果のみが報告され、ADI及びARfDを超えないことが確認されたことから、食品安全基本法第１１条第１項第２号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められる旨を内閣総理大臣宛てに通知することとなった。

農薬「カフェンストロール」、「カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル」並びに「ホセチル」については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会までのいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日委員長が指定し、指定次第速やかに、本委員会

において報告することとなった。

→担当の浅野委員から説明。

農薬「プロピコナゾール」については、農薬第二専門調査会において審議することとなった。

(2) 農薬第二専門調査会における審議結果について

- ・「イプトリアゾピリド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

(3) 農薬第四専門調査会における審議結果について

- ・「イマザモックスアンモニウム塩」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第四専門調査会に依頼することとなった。

(4) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「クロルマジノン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ DBN9004 系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ DBN9004 系

統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ DBN9004 系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ DBN9004 系統」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「KN012 株を利用して生産された β -ニコチンアミドモノヌクレオチド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「KN012 株を利用して生産された β -ニコチンアミドモノヌクレオチド」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」を準用して評価を行った結果、改めて「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」による評価を行う必要はなく、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「JPAo013 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「JPAo013 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

・農薬「シアナジン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、

「シアナジンの ADI を 0.00053 mg/kg 体重/日、ARfD を 0.045 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁及び農林水産省）に通知することとなった。

（６）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について
（第 30 回：令和 7 年 9 月 30 日時点）

→事務局から報告。

（７）その他

・農薬 2 品目「ジチアノン」及び「ピロキシシン」を調査審議する専門調査会の指定について

→祖父江委員長から報告。

農薬「ジチアノン」については、農薬第三専門調査会において、農薬「ピロキシシン」については、農薬第四専門調査会において調査審議するよう指定したことが報告された。